



# 『東北圏だより』



## 岩手県の復興に向けて

### 復興庁 岩手復興局

復興庁岩手復興局は、これまで東北圏広域地方計画の構成員となっておりませんでした。本計画の変更において、復興に関する内容を追加する事となったため、宮城復興局と福島復興局と一緒に参加させて頂く事となりましたので、よろしくお願い致します。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災による岩手県の被害は、死者4,672人、行方不明者1,173人、住宅の全壊及び半壊24,238棟と甚大な被害をもたらしました。その被害が甚大であり、かつ、その被災地域が広範囲にわたる等極めて大規模なものであるとともに、地震及び津波そして、これらに伴う原子力発電施設の事故が加わり、我が国にとって未曾有の災害であり、東日本大震災からの復興を円滑かつ迅速に進め、活力ある日本の再生を図ることは、我が国の最優先の課題となりました。

こうした中、平成23年6月24日に成立した東日本大震災復興基本法（平成23年法律第76号、以下「基本法」という。）では、東日本大震災からの復興についての基本理念を定め、東日本大震災からの復興のための資金の確保、復興特別区域制度の整備その他の基本となる事項を定めるとともに、東日本大震災復興対策本部の設置及び復興庁の設置に関する基本方針等を定めたところであります。

復興特別区域制度については、この基本法の趣旨を踏まえ平成23年12月7日に東日本大震災復興特別区域法が成立し、12月26日に施行されました。

施行後において、復興交付金に関しては、地方公共団体から内閣総理大臣へ復興交付金事業計画の提出がなされ、復興のためのまちづくりへの活用に向け、着々と手続きが進められているところであります。

岩手復興局は、基本法制定後、岩手現地対策本部として、現地対策本部長以下、事務局員6名体制で、岩手県庁と議会棟を結ぶ渡り廊下にある会議室の一角を間借りして活動を開始しました。常に被災地に赴くことを基本として取組み、その方針は、平成24年2月に岩手復興局となって以降も継続して取り組んでいます。

震災から2年を迎え、これから復興事業が本格的に開始されることから、建設資材不足等の新たな課題が発生する事が想定され、今後の復興を加速させるために、これまで以上に現地に足を運び、被災市町村等との連携を密にしながら、取り組む所存ですので、よろしくお願い致します。



▲岩手県盛岡市において、復興まちづくりに関する被災自治体との意見交換会を開催[平成24年12月2日]

## 平成24年度 国土交通省バリアフリー化推進功労者大臣表彰

～東北地方整備局管内から推薦の2団体が受賞～

国土交通省では、平成18年12月施行の「バリアフリー法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）」の趣旨を踏まえ、公共交通機関、建築物、道路などのバリアフリー化を進めるとともに、国民の意識啓発に一層努めることとしております。

このため、国土交通分野におけるバリアフリー化の推進に多大な貢献が認められた個人又は団体を表彰し、優れた取組みを広く普及させるとともに、これらの諸活動を奨励することを目的として、「国土交通省バリアフリー化推進功労者大臣表彰制度」を平成19年度に創設し、平成25年1月18日に平成24年度（第6回）表彰式を開催しました。

なお、今年度の受賞者（5団体）のうち、東北地方整備局管内で推薦した2団体が表彰されましたので、その概要を次のとおり紹介します。

### ○東京大学高齢社会総合研究機構

東日本大震災で甚大な被害を受けた岩手県釜石市及び被災者を受け入れた遠野市において、仮設住宅地を一つの「まち」として捉え、地域交流、デイサービス、診療等の機能を有するサポートセンターを含め一体的に整備する「コミュニティケア型仮設住宅地」を提案して実現するなど先駆的な事業に取り組んだ点が高く評価されました。

[仮設住宅団地に設置した屋根付きウッドデッキ] ⇒



### ○特定非営利活動法人 秋田バリアフリーネットワーク

秋田県内各地において公共施設等のバリアフリー実態調査を継続的に実施して関係者に改善提案を行うとともに、バリアフリーに関する普及・啓発活動を行う「人にやさしいまちづくりinあきた」を毎年開催するなど、行政との連携のもと、長年にわたり地域に密着したバリアフリー活動に精力的に取り組んだ点が高く評価されました。

[人にやさしいまちづくりinあきた] ⇒



## 編集後記

東北圏広域地方計画の見直しは、素案に対する協議会の構成機関からの意見照会が終わり、最終的な確認を行っているところです。今後、「東日本大震災からの復興の基本方針」の見直しを反映させて、幹事会等の開催を行う予定となっております。暦の上では立春を迎えておりますが、まだまだ寒い日が続いております。風邪などを引かないようご留意下さい。

『東北圏だより』に掲載する広域地方計画に関連する情報をお寄せ下さい。また、『東北圏だより』へのご質問、ご意見、ご要望等についても結構です。お気軽に次のアドレスまでメールでお寄せ下さい。メールアドレス：kou-suishin2@thr.mlit.go.jp